

指定管理者制度の運用に関する指針の改正案について

1 背景

令和3年第1回定例会予算委員会において「指定管理者制度の運用に関する指針」（以下「指針」という。）に定められたモニタリングのあり方が検討課題となったため、次のとおり指針の内容を一部改正したい。

2 概要

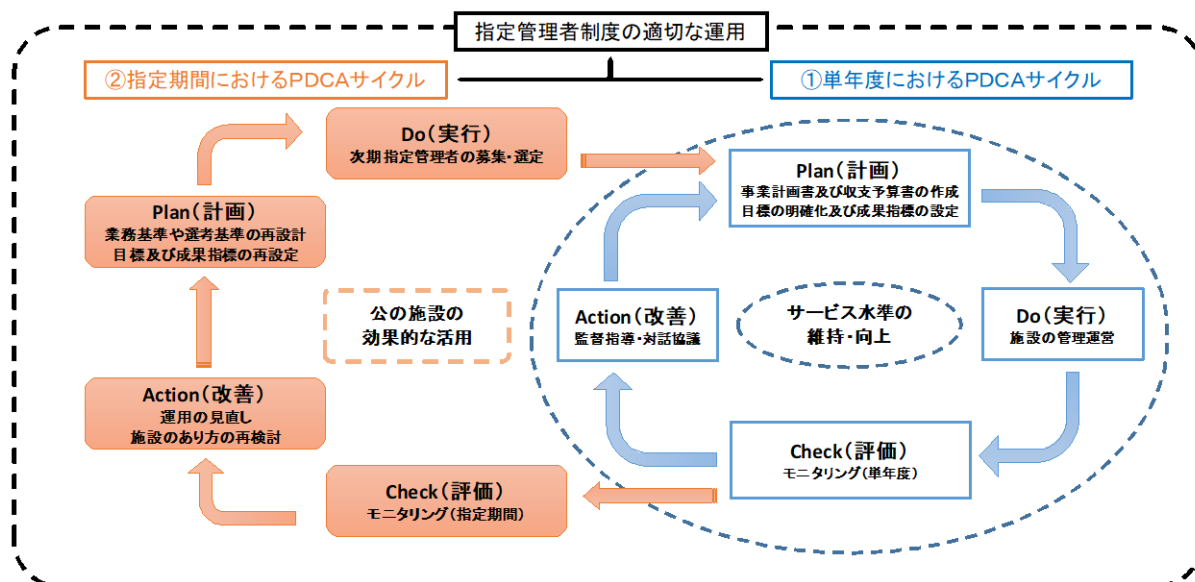
(1) モニタリングの概要

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を民間事業者に委ねることを可能とする地方自治法上の制度（法第244条の2）であり、その目的は「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」（平成15年7月17日総行第87号総務省通知）にある。

そして、指定管理者制度の導入及び更新を進めるに当たっては、適切な指定管理者を選定するための事前評価（選定手続）と、選定された指定管理者が提案等に基づき適切に業務を実施できているかどうかをチェックするための事後評価（モニタリング）の2つの仕組みを軸として、公の施設の設置目的やサービス水準の維持・向上の達成状況を確認している。

図表1 指定管理者制度のモニタリングにおけるPDCAサイクル

①単年度における評価（モニタリング結果報告書）と②指定期間における評価（管理運営状況総括調査）の2つの視点から指定管理者制度導入施設のマネジメントを実施



(2) モニタリングの意義

狭義の意味においては、指定管理者制度を導入している施設について、指定管理者による施設の管理運営が法令や協定書等に基づき適正かつ確実に実施されているか、提供されるサービスの水準が県の要求水準を満たしているか、継続的かつ安定的なサービスの提供が可能な状態であるか等の確認を実施することである。

広義の意味においては、当該確認を通じて施設の管理運営状況を評価し、その中で共有した課題等について指導や助言を行い、今後の施設の管理運営の更なる改善にフィードバックすることで、継続的にサービス水準の維持・向上を図る一連の仕組みをいう。

(3) モニタリングの根拠

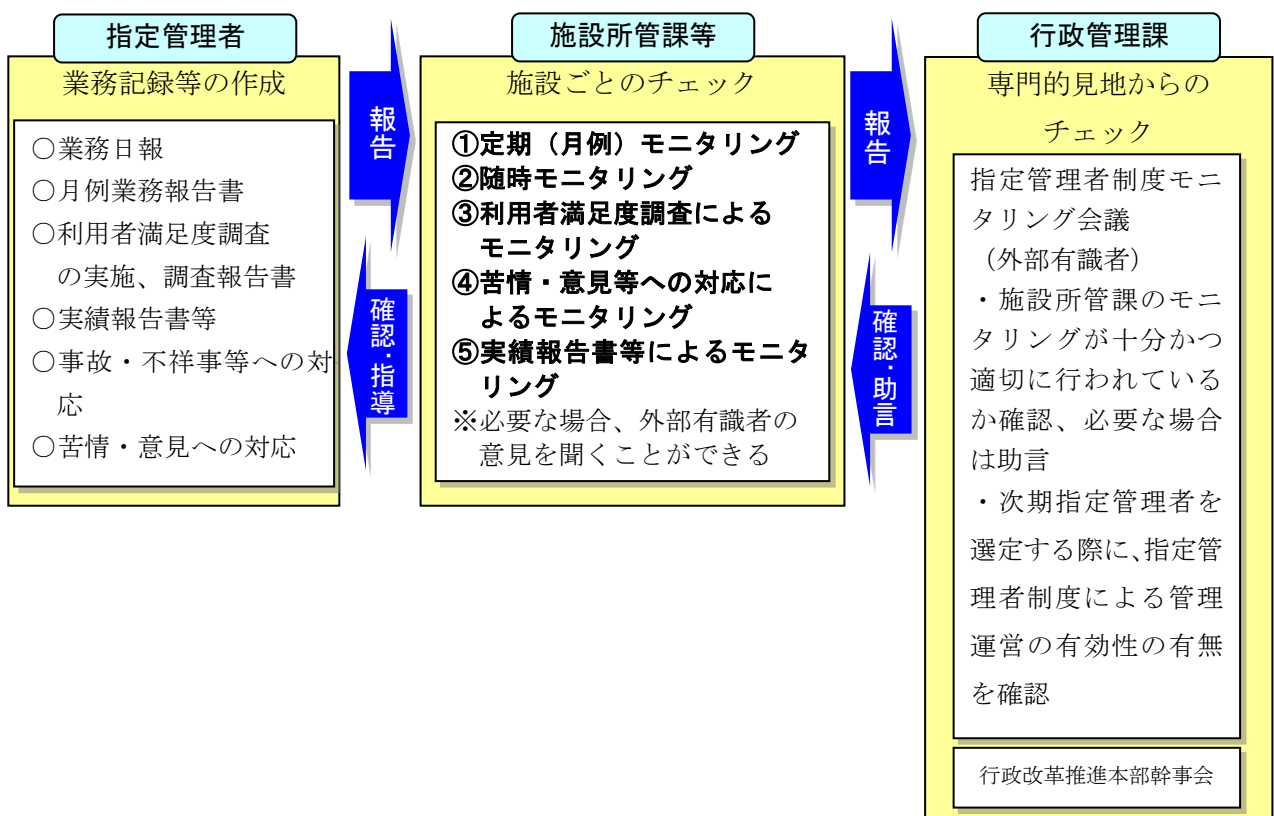
モニタリングは地方自治法に根拠が置かれており、指定管理者は毎年度終了後に事業報告書を県に提出すること（法第 244 条の 2 第 7 項）、県は管理運営の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、必要な指示を行うこと（同条第 10 項）、また当該指示に従わない場合は指定の取消し等を行うことができること（同条第 11 項）が定められている。

なお、モニタリングの実施にあたっての詳細は県と指定管理者が双方の合意によって締結する協定書に記載する。

(4) モニタリングの実施方法

本県の指針では次のとおり 5 つのモニタリングの実施方法を定めている。

【モニタリングの概要】「指定管理者制度の運用に関する指針」P19 参照



3 課題

(1) モニタリング実施にあたっての基本的な考え方の整理

一般的に「モニタリング」とは「監視すること」を意味するが、指定管理者制度を運用する中で行われるモニタリングについては、単に指定管理者による施設の管理運営状況の履行確認という点にとどまらず、PDCAサイクルの中で施設の管理運営の更なる改善を図り、継続的にサービス水準の維持・向上を図る一連の仕組みを指している。

そのため、指定管理者制度の導入効果（民間の創意工夫を引き出し、ノウハウや経営資源を最適な形で組み合わせて、サービス水準の維持・向上を図ること）を最大限に発揮するには、当該制度を単なる業務委託と捉えるのではなく、県と指定管理者が双方向のコミュニケーションを通じて適切なパートナーシップを形成し、連携して施設の管理運営にあたること求められる。しかし、令和3年第1回定例会予算委員会で意見のあったとおり、現行の指針ではモニタリングを「監視」とのみ定義しており、協働して施設の管理運営の改善を図る視点が位置付けられていない。

そこで、モニタリングを単純な県の監視システムとして捉えるだけでなく、双方向のコミュニケーションを通じて、県にとって新たな気づきの機会の創出の場となり、指定管理者にとって自己点検の機会となるよう、効果的なモニタリングの実施に関する考え方を改めて整理したい。

(2) 定期（月例）モニタリングの形骸化の防止

モニタリングが形式的なものとなり適切に実施されない場合、指定管理者による提案事項の不実施、サービス水準の低下、不適切な会計処理、重大な事故や事件の発生、経営悪化に伴う破綻など、施設の管理運営において発生のおそれと考えられる様々なリスクの予兆を見逃す可能性がある。しかし、令和3年第1回定例会予算委員会で意見のあったとおり、定期（月例）モニタリングについては、月例業務報告書等の書類確認を記載するにとどまっており、現地調査などの実施については特段明記されていない。

法に基づく現地調査などは必要に応じて実施することになっており、例年のモニタリング結果報告書の提出を求める中で、当課でも施設所管課による現場確認や随時モニタリングに基づく立入調査の状況を確認しているところである。実際、多くの施設では現場確認などが適宜行われているが、一部の施設では課題が指摘されている状況にある*。

4 今後の対応

(1) 2つのアプローチに基づくモニタリングの取組

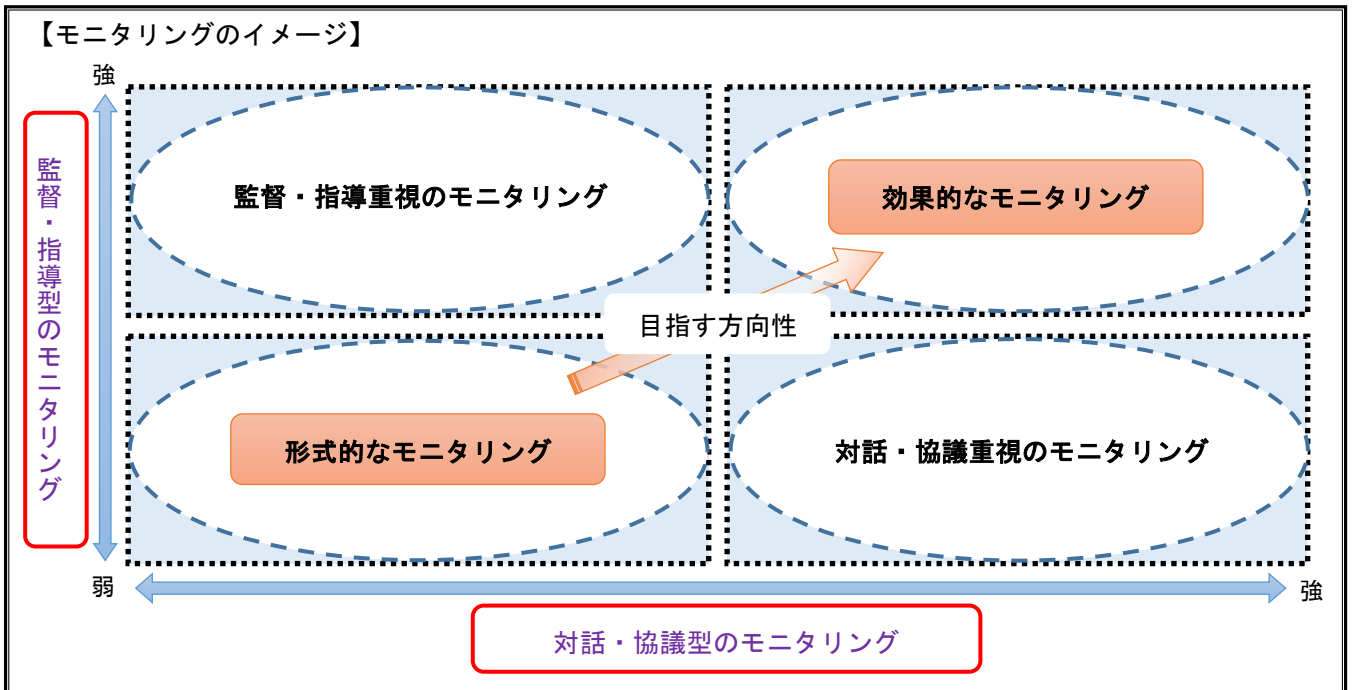
指定管理者制度の導入効果を最大限に発揮し、実効性のあるモニタリングを実施するうえで、県と指定管理者との間の信頼関係は重要な要素となる。

そこで、モニタリング実施にあたっての基本的な考え方として、従来の施設設置者としての立場に基づく「監督・指導型」（書類確認・現地調査等）のモニタリングに加えて、適切なパートナーシップの形成と信頼関係の構築を土台とする「対話・協議型」（意見交換・連絡調整等）のモニタリングを位置付け、2つの手法を組み合わせながら、施設の特性に応じて、効果的なモニタリングの実施に努めるよう指針に明記する。

* 福祉子どもみらい局が令和3年3月に公表した「津久井やまゆり園の支援内容に係る「県の関与」の検証調査報告書」において、従来の基本協定に基づく定期モニタリングは書類確認を中心としていたため、不適切な支援の実態を把握できる体制になっていなかったこと等が課題として指摘されている。今後の対応として、障害サービス課が実施する運営指導・モニタリングに外部評価の仕組みを導入することや定期モニタリングを充実強化させること等が記載されており、施設の特性に合わせた具体的な改善策が示されている。

図表2 指定管理者制度におけるモニタリングの基本的な考え方

監督・指導型のモニタリング（書類確認・現地調査等）と対話・協議型のモニタリング（意見交換・連絡調整等）の2つの手法を組み合わせ効果的なモニタリングを実施



【モニタリングの類型化】

	監督・指導型のモニタリング	対話・協議型のモニタリング
根拠	法令に基づくモニタリング	協定に基づくモニタリング
目的	指定管理業務等の適正な履行確認や改善指導に重きを置いたモニタリング	指定管理業務等の質の向上や課題解決に重きを置いたモニタリング
手法	書類確認・現地調査等	意見交換・連絡調整等
関係性	垂直的な公民関係（ガバメント）に基づくモニタリング	水平的な公民関係（ガバナンス）に基づくモニタリング

(2) 定期（月例）モニタリングの改善の取組

(1)の取組と併せて、定期（月例）モニタリングの形骸化を防ぐ観点から、業務日報及び月例業務報告書の確認以外にも、施設所管課による現地調査や指定管理者との意見交換等の実施について指針に明記する。

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年 1月 行政改革推進本部幹事会に指針改正案を諮る
- 2月 第1回定例会総務政策常任委員会に指針改正案を報告
- 3月 「指定管理者制度の運用に関する指針」改正（4月1日から適用）